令和4年度第1回

小金井市都市計画審議会会議録

令和4年度第1回

小金井市都市計画審議会会議録

- 日 時 令和4年7月22日(金曜日) 午後2時~午後2時40分
- 場 所 小金井市役所本庁舎 第一会議室
- 案 件 1 多摩部 1 9 都市計画 住宅市街地の開発整備の方針の変更 について (諮問)
 - 2 用途地域等一斉見直しについて(報告)

出席委員 16名

会 長 8番 宇於﨑 勝 也

委 員 1番 髙 橋 金 一 2番 沖 浦 あつし

3番 白 井 亨 5番 金 子 秀 之

6番 古 畑 俊 男 7番 鈴 木 則 幸

9番 遠 藤 百合子 10番 安 田 けいこ

11番 片 山 かおる 13番 五十嵐 京 子

14番 土 屋 丈 16番 本 間 紀 行

17番 宮 下 誠 18番 水 上 洋 志

19番飯泉和久

欠席委員 3名

4番 邊 見 隆 士 12番 林 博 志

15番 羽 根 知 秀

傍聴者 2名

出席説明員

市 長 西岡真一郎

都市整備部長 若 藤 実 都市計画課長 田部井 一 嘉

まちづくり推進課長 堀 池 浩 二

事務局職員出席者

都市計画課都市計画係長 片 上 昌 芳 まちづくり推進課住宅係長 澤 亮 倉 永 井 雅也 まちづくり推進課まちづくり係長 紘 作 都市計画課都市計画係主任 関 П

まちづくり推進課住宅保主任 岡本幸宏 まちがくり推耀まちがくり係社 川崎祐介

都市計画課都市計画條主事 髙 橋 麻 衣

【田部井都市計画課長】 それでは、定刻になりましたので、令和4年度第1回小金井市都市計画審議会を開会いたします。

本日は、御多忙中のところ御出席いただきまして、ありがとうございます。

初めに、委員の出席状況について御報告申し上げます。審議会委員19名中16名の 御出席をいただいております。小金井市都市計画審議会条例第7条第2項の規定により、 半数以上の出席を得ておりますので、会議は成立していることを御報告申し上げます。

また、邊見委員、林委員、羽根委員は、本日、御都合により欠席されるとの御連絡をいただいております。

申し遅れましたが、私は事務局を担当しております都市計画課長の田部井でございま す。よろしくお願いいたします。

本題に入る前に、何点か説明させていただきます。まず、会議についてですが、会議 録作成のため、発言の際にはお名前を名のっていただきましてから御発言いただきますよ うお願いいたします。

次に、座席についてですが、新型コロナ感染拡大防止の観点から間隔を空けるように しております。マスクの着用と併せて御協力をお願いいたします。

また、お車でいらっしゃっている方で、まだ駐車券をお持ちの方はいらっしゃいます でしょうか。

(駐車券回収)

【田部井都市計画課長】 それでは、本日の資料を確認させていただきます。

皆様の席に配付しております「令和4年度第1回小金井市都市計画審議会次第」、「都市計画審議会委員名簿」、「席次表」と、事前に送付いたしました案件(1)「多摩部19都市計画 住宅市街地の開発整備の方針の変更について(諮問)」が、A4で28ページまであるものが1部と、直前に送付させていただきました、A4で6ページのものが1部、案件(2)「用途地域等一斉見直しについて(報告)」は、A4が1枚でございます。

資料の不足等がございましたら、お申出いただければと思います。よろしいでしょうか。

なお、学識経験を有する委員及び市議会議員の委員の皆様につきましては、「給与所得の源泉徴収票」も席に配付しております。こちらにつきましては、審議会終了後に説明させていただきます。

では、市長の西岡より御挨拶申し上げます。

【西岡市長】 皆様、こんにちは。小金井市長の西岡真一郎でございます。着座にて 御挨拶を申し上げさせていただきます。

本日は大変お忙しい中、令和4年度第1回小金井市都市計画審議会に御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

都市計画審議会委員の皆様方におかれましては、日頃より、小金井市の都市計画行政 に御理解、御協力を賜りまして誠にありがとうございます。都市計画審議会では、各分野 の専門家の皆様方に都市計画に関する様々な事項を御審議いただいているところでござい ます。

本日は、多摩部19都市計画 住宅市街地の開発整備方針の変更についての御審議及 び用途地域等一斉見直しについて御報告させていただきます。案件の内容につきましては、 これから担当より説明いたしますので、御審議のほど、よろしくお願いいたします。

今後とも、小金井市の都市計画行政に御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げまして、私の挨拶とさせていただきます。

本日はよろしくお願いいたします。

【田部井都市計画課長】 ありがとうございました。

それでは、次第に沿って進めさせていただきます。

「2 委員紹介」でございます。

令和3年12月24日に開催した前回の都市計画審議会以降、新たに審議会委員に御 就任いただいた方がおられますので、改めまして、委員全員を御紹介させていただきます。 まず初めに、宇於﨑委員でございます。日本大学で都市計画を御専門とされており、 平成28年10月1日から委員に御就任いただいております。本審議会の会長でございま す。

【字於﨑会長】 字於﨑です。よろしくお願いいたします。

【田部井都市計画課長】 続きまして、前列窓側から順次御紹介させていただきます。 高橋委員でございます。

農業委員会会長をされております。

平成30年10月1日から委員に御就任いただいております。

【髙橋委員】 髙橋です。よろしくお願いします。

【田部井都市計画課長】 沖浦委員でございます。

市議会議員をされており、令和3年4月16日から委員に御就任いただいております。

【沖浦委員】 よろしくお願いいたします。

【田部井都市計画課長】 白井委員でございます。

市議会議員をされており、令和3年4月16日から委員に御就任いただいております。

【白井委員】 白井です。よろしくお願いします。

【田部井都市計画課長】 邊見委員でございます。

首都高速道路株式会社の常務執行役員でございまして、令和2年10月1日から委員 に御就任いただいております。

本日は御都合により欠席でございます。

金子委員でございます。

東京都多摩建築指導事務所建築指導第二課長でございまして、令和3年5月18日から委員に御就任いただいております。

【金子委員】 金子です。よろしくお願いいたします。

【田部井都市計画課長】 古畑委員でございます。

市議会議員をされており、令和3年4月16日から委員に御就任いただいております。

【古畑委員】 古畑と申します。どうぞよろしくお願いします。

【田部井都市計画課長】 鈴木委員でございます。

東京むさし農業協同組合理事をされており、令和2年6月26日から委員に御就任い ただいております。

【鈴木委員】 鈴木です。よろしくお願いします。

【田部井都市計画課長】 遠藤委員でございます。

市議会議員をされており、令和3年4月16日から委員に御就任いただいております。

【遠藤委員】 遠藤です。よろしくお願いいたします。

【田部井都市計画課長】 安田委員でございます。

市議会議員をされており、令和3年4月16日から委員に御就任いただいております。

【安田委員】 安田です。よろしくお願いします。

【田部井都市計画課長】 片山委員でございます。

市議会議員をされており、令和3年4月16日から委員に御就任いただいております。

【片山委員】 片山です。よろしくお願いします。

【田部井都市計画課長】 林委員でございます。

東京都北多摩南部建設事務所長でございまして、令和3年4月1日付の人事異動に伴い い委員に御就任いただいております。

本日は御都合により欠席でございます。

五十嵐委員でございます。

市議会議員をされており、令和3年4月16日から委員に御就任いただいております。

【五十嵐委員】 五十嵐です。よろしくお願いいたします。

【田部井都市計画課長】 土屋委員でございます。

小金井市商工会から御推薦をいただき、令和2年10月1日から委員に御就任いただいております。

【土屋委員】 土屋です。よろしくお願いいたします。

【田部井都市計画課長】 羽根委員でございます。

小金井警察署長でございまして、令和4年2月18日付の人事異動に伴い御就任いた だいております。

本日は御都合により御欠席でございます。

本間委員でございます。

商工会理事をされており、令和2年10月1日から引き続き委員に御就任いただいて おります。

【本間委員】 本間です。よろしくお願いいたします。

【田部井都市計画課長】 宮下委員でございます。

市議会議員をされており、令和3年4月16日から委員に御就任いただいております。

【宮下委員】 宮下です。よろしくお願いします。

【田部井都市計画課長】 水上委員でございます。

市議会議員をされており、令和3年4月16日から委員に御就任いただいております。

【水上委員】 水上です。よろしくお願いします。

【田部井都市計画課長】 飯泉委員でございます。

小金井消防署長でございまして、令和4年4月1日付の人事異動に伴い御就任いただいております。

【飯泉委員】 飯泉です。よろしくお願いします。

【田部井都市計画課長】 以上で委員の御紹介を終わらせていただきます。

続きまして、市理事者、事務局を紹介させていただきます。

市長の西岡でございます。

【西岡市長】 よろしくお願いいたします。

【田部井都市計画課長】 都市整備部長の若藤でございます。

【若藤都市整備部長】 よろしくお願いいたします。

【田部井都市計画課長】 まちづくり推進課長の堀池でございます。

【堀池まちづくり推進課長】 よろしくお願いいたします。

【田部井都市計画課長】 そのほか、事務局員でございます。

続きまして、次第「3 案件諮問」でございます。

本日、御審議いただきます案件、諮問1件を市長の西岡から読み上げさせていただきます。

【西岡市長】 小金井市都市計画審議会会長、宇於﨑勝也様。

小金井市都市計画審議会条例第1条の規定により、次の事項について審議会に諮問いたします。

多摩部19都市計画 住宅市街地の開発整備の方針の変更について(諮問)。

以上、御審議いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

【田部井都市計画課長】 ここで、市長の西岡は公務のため退席させていただきます。 それでは、諮問が終了いたしましたので、ここからは宇於崎会長に審議会の進行をお 願いいたします。

【宇於﨑会長】 それでは、ただいまから令和4年度第1回小金井市都市計画審議会の議事を進めさせていただきます。

本日御審議いただく案件は、諮問1件、報告1件でございます。

案件(1)は「多摩部19都市計画 住宅市街地の開発整備の方針の変更について」、 案件(2)は「用途地域等一斉見直しについて」でございます。

まず、案件(1)について審議を行い、当審議会における決を採り、諮問を返させていただきます。次に、案件(2)について報告を受けたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【字於﨑会長】 ありがとうございます。それでは、そのように進めさせていただきます。

では、案件(1)「多摩部19都市計画 住宅市街地の開発整備の方針の変更について」を事務局より説明をお願いいたします。

【若藤都市整備部長】 それでは、案件(1)「多摩部19都市計画 住宅市街地の開発整備の方針の変更について」、説明をさせていただきます。資料は1から資料5までございます。

説明は概ね10分を予定しております。どうぞよろしくお願いいたします。

資料下段に通し番号がございまして、1ページからの資料1が「多摩部19都市計画 住宅市街地の開発整備の方針」の表紙でございまして、2ページ以降が「小金井都市計 画 住宅市街地の開発整備の方針」部分のみを抜粋したものとなってございます。

資料説明の前に背景を少し説明させていただきます。この「住宅市街地の開発整備の 方針」とは、都市計画法並びに大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する 特別措置法に規定されているもので、「小金井都市計画 住宅市街地の開発整備の方針」 を含む「多摩部19都市計画 住宅市街地の開発整備の方針」について、東京都が決定す るものでございます。

なお、東京都は、「本方針」について、おおむね5年ごとに見直しを行っており、平成27年3月の変更後、今回、改めて変更を行うものでございます。「本方針」の変更にあたり、都市計画法の規定により、東京都から市へ意見照会が行われたことから、本審議会へ諮問をさせていただくものでございます。

また、「本方針」に関連する方針等がございますが、「本方針」と同列の位置づけとなる「都市再開発の方針」については、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、ここでは「都市計画区域マスタープラン」と略称させていただきますが、「本方針」及び同列の位置付けとなる「都市再開発の方針」については、この「都市計画区域マスタープラン」に即して定めることとされており、この「都市計画区域マスタープラン」及び「都市再開発の方針」の2つの変更については、既に令和2年12月23日開催の本都市計画審議会を経て、東京都が決定しているところでございます。

このたび、社会経済情勢の変化や「都市計画区域マスタープラン」、「東京都住宅マス

タープラン」、「都市再開発の方針」等の見直しの状況等を踏まえ、「本方針」の変更を行うものです。

それでは、改めまして、資料に沿って御説明をさせていただきます。

最初に4ページを御覧ください。「本方針」の目的についてでございます。左上「1 策定の目的等」にうたってございますが、「本方針」は、「良好な住宅市街地の開発整備を 図るための長期的かつ総合的なマスタープランとして、都市計画区域内の住宅市街地の開 発整備の構想について明確な位置付けを行うもの」で、併せて「住宅市街地に係る土地利 用、市街地開発事業、都市施設等の計画を一体的に進めることにより、住宅市街地の開発 整備に関する個々の事業を効果的に実施すること、民間の建築活動等を適切に誘導するこ と」等を目的として定めてございます。

続きまして、「(1) 効果」でございます。効果として、アからウまでを挙げてございます。これらにより、小金井市の住環境・住宅市街地の効果的・効率的な整備の推進を図ることとしています。

次に、「(2) 位置付け」でございます。「本方針」は、「東京都住宅マスタープラン」 の内容と適合するよう策定することとしています。また、「『未来の東京』戦略」や「都市 づくりのグランドデザイン」、「都市計画区域マスタープラン」、「都市再開発の方針」、市 の基本構想等と整合を図りながら策定することとしています。

次に、「(3)対象区域」でございます。「対象区域」は、本市の全域となっております。 続きまして、「2 住宅市街地の開発整備の目標」の「(1)実現すべき住宅市街地の 在り方」でございます。

住宅は、生活をしていく上での基盤となるもの、また、「都市や街並みを構成する基本的な要素であり、都市の活力や安全、環境、景観、地域社会の維持形成等に影響を与え、単なる私的財にとどまらず、社会的な性格を有し」ており、東京における住宅市街地の整備の方向は、近年では、住生活をめぐる状況の変化や、様々な課題に加え、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機として「新たな日常」に対応した住宅政策が求められています。

「本方針」においては、居住の場としても魅力的な東京の実現のために、集約型の地域構造への再編を前提とした成長と成熟が両立した未来の東京の実現を基本的な目標に掲げています。また、住宅市街地の整備に当たっては、「都市づくりのグランドデザイン」において地域の特性、果たす役割などを踏まえて設定した4つの地域区分及び2つのゾー

ンごとに、状況に応じた対応を図るものとしています。

また、「都市計画区域マスタープラン」等との整合を図っていきます。

続きまして、「(2) 住宅の建設及び更新、良好な居住環境の確保等に係る目標」です。 こちらは、5ページから7ページにかけて、成長と成熟が両立した未来の東京の実現 に向けて、10の目標を定め、それぞれに示す2040年代の姿を目指すこととしていま す。なお、この目標については、東京都住宅マスタープランの目標と連動しており、大き く変更となっている点については、東京都住宅マスタープランの目標が見直されたことに よるものでございます。

続きまして、7ページ右上の「3 良好な住宅市街地の整備又は開発の方針」です。 本市は、「都市づくりのグランドデザイン」において、新都市生活創造域に属しており、 その特性と将来像を踏まえた都市づくりの視点から、住宅市街地の整備または開発の方針 を定めています。

続きまして、8ページの「4 重点地区の整備又は開発の方針」です。

最初に「(1) 地区の選定」については、一体的かつ総合的に整備し、または開発すべき地区を「重点地区」として選定し、都市計画制度の適用、事業の実施状況等を踏まえ、地区ごとに整備または開発の目標、整備方針等を定め、計画や事業の積極的な推進を図ることとしています。

次に、「(2)選定基準」についてでございます。重点地区には、原則として、東京都 住宅マスタープランにおける重点供給地域のうち、住宅市街地の計画的な整備または開発 に向けた都市計画の決定、事業の実施等が見込まれるものを選定することとしています。

最後に、「(3) 具体的な地区の計画」についてです。本市における具体的な重点地区の整備または開発の計画は、地域の住宅まちづくり活動の動向を踏まえたものにすることとしています。重点地区の整備または開発の概要については、9ページの別表を御覧いただきたいと存じます。

なお、10ページから20ページまでは、資料2として、「新旧対照表」、また、21ページから26ページまでは、資料3として、「方針附図」、27ページは、資料4、「都市計画の案の理由書」、28ページは、資料5として、「方針の主な経緯及び今後の予定」となっております。

また、「参考資料」として、追加で別途送付させていただきました『「多摩部19都市計

画 住宅市街地の開発整備の方針の変更について」に係る全員協議会における意見及び市の答弁、見解等』については、令和4年6月21日に開催された本市市議会議員全員が構成員とされる市議会全員協議会における意見、市の答弁、見解等を要約した資料でございます。

簡単ではございますが、案件(1)の説明は以上でございます。

【宇於崎会長】 ありがとうございます。ちょっと分からなかったですね。お聞きになって分かったと思いますけれども、資料4、最終ページの下から4行ぐらいですか、都が設ける幾つかのプランが変わったこと、そして、東京都の住宅マスタープランが変更になった、小金井市の住宅マスタープランも同時期に変えた、更新したわけですけれども、ここが変わったので、それに整合するように見直しましたということです。小金井市においては、4つの重点地区がありますけれども、これに関しては、地区自体は増えても減ってもいなくて、中身について現状に合わせて行うということで、理解いたしました。

それでは、質疑を行いたいと思いますけれども、御意見、御質問はございますでしょうか。

水上委員、お願いします。

【水上委員】 水上です。今日、参考資料という形で、全員協議会での各議員の意見や質問についての資料が出ているのですけれども、これについては、都市計画審議会に資料が出されていて、各議員からの意見というのは、都市計画審議会の御意見という形で東京都にも伝えられるというような考え方で良いのでしょうか。また同じようなことを質問するという形にはならないかなと思っていますので、その辺ちょっと確認しておきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

【宇於﨑会長】 事務局、お願いします。

【堀池まちづくり推進課長】 まちづくり推進課長です。今回お示しした参考資料の取扱いにつきましては、あくまでも市議会全員協議会での御意見等について、市の見解をまとめて、都計審には議員以外の委員の方もいらっしゃいますので、事前に議論されていた内容の情報提供という形で取り扱いたいと考えております。 以上です。

【宇於﨑会長】 水上委員、どうぞ。

【水上委員】 水上です。ということになると、都市計画審議会に対する一資料という位置付けになるということですよね。そうなると、全員協議会でうちの会派も一定、意

見を述べた部分もあって、それについては、また都市計画審議会のこの場で主張したほうが良いということになるかと思うのですが、そういうことで、一応、発言しておきますと、住宅の計画の中で、例えば東京都が今もう都営住宅は造らないという方針になっておりまして、今まではストックを活用すれば十分だということだと思うのですが、ただ、そういう点から言うと、都営住宅に入りたいという要望は非常に強いです。そういう点から言うと、きちんとした高齢住宅を建設していくということを促進していただきたいということは、意見として述べさせていただきましたし、セーフティーネット住宅という考え方が示されたことは、非常に重要だと思うのですが、住宅を必要とする方にきちんとやっぱりしかるべき住宅が供給できるような対策を、ぜひ強めていただきたいと考えています。

あと、再開発の誘導という形に全体なっていると思うのですが、そういう再開発のまちづくりについては慎重に検討してもらいたいということは、基本的な意見として述べてきたと思います。

資料2の新旧対照表のところで、13ページ、住宅市街地の開発整備の目標、実現すべき住宅市街地の在り方というところで、変更案でいうと、概成する環状メガロポリス構造を活用した機能的かつ効率的な地域構造の実現に加え、集約型の地域構造への再編を前提とした成長と成熟が両立した未来の東京の実現を基本的な目標に掲げるということになりまして、前の案は、集約型の地域構造を前提とした高度な防災機能を備えた居住を実現するということになったのが、今度は成長と成熟が両立した未来の東京の実現という形に、大きく目標としては変わってきていると思うんですね。

この点については、東京都の計画なので、小金井市に質問しても十分答えることはできませんということだったので、地域構造の集約型であるとか、再編ということになってくると、やっぱり駅前中心にまちづくりを進めていくとか、人口減少社会の中で公共施設もやっぱり集約化していくとか、再編していくみたいな考え方に結びついていくのかなと受け止めている部分がありまして、本来であれば、もっと地域で高齢者の皆さんも生き生き活動できるというまちづくりも必要だと思うので、こういう集約型に再編していくというまちづくりの在り方についてはどうなのかなというふうな意見は持っているということは表明しておきたいと思いますし、環状メガロポリス構造というのは、多分、外かく環状線を含めた環状線を中心として東京全体のまちづくりを考えていくということだと思うのですが、今の小金井市の問題になっている都市計画道路についても、このメガロポリス構

造の中での物流の関係なので、具体化されてきている面もあるのかなと考えておりまして、 要するにこういうまちづくりについてはちょっと異論を持っているということについては 表明しておきたいと思います。

あまり細かなことに入っていくと、時間もあまりありませんので、一応、基本的には そういうことと、あと、全員協議会で発言したうちの会派の意見としては、資料としてお 配りさせておりますので、ぜひその点も御参照いただきたいということは表明しておきた いと思います。以上です。

【宇於﨑会長】 ありがとうございます。事務局、何かありますか。

特にないですね。では、承りましたということで。

ほかにいかがでしょうか。

では、よろしいですかね。御質問はないようですので、終了するということで御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【宇於﨑会長】 御異議ないということですので、質疑を終了いたします。

それでは、諮問案件ですので、審議会として決を採りたいと思います。

都市計画審議会条例第7条第3項に「会議の議事は、出席した委員及び案件に関係する臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。」とあります。

採決は挙手により行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【宇於﨑会長】 それでは、案件(1)「多摩部19都市計画 住宅市街地の開発整備の方針の変更について(諮問)」は案のとおり答申することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者举手)

【宇於﨑会長】 賛成多数ということですので、案のとおり決定いたします。ありが とうございました。

それでは、案のとおり可決された旨の答申を審議会として市長に返させていただきます。ありがとうございます。

説明員が交代しますので、ちょっとお待ちください。

それでは、続きまして、案件(2)「用途地域等一斉見直しについて」を事務局から説明をお願いします。

【若藤都市整備部長】 それでは、案件(2)「用途地域等一斉見直しについて」、説明をさせていただきます。なお、具体的な見直しの内容につきましては、現在検討中でございますので、本日は概要のみ事前に説明をさせていただきます。

説明は5分弱になります、よろしくお願いいたします。

初めに、資料の番号1、「見直しの概要」についてです。本題の前に、まず「用途地域」を含む「地域地区」と、それに関連する「区域区分」について御説明いたします。

1つ目の白丸を御覧ください。「都市計画区域」は、「都市計画法に基づき既に市街化されている区域」及び「計画的に市街化を図るべき区域」である「市街化区域」、または、市街化を抑制する「市街化調整区域」に分かれ、これらの区分けを「区域区分」と呼んでございます。この「区域区分」は東京都が決定するもので、小金井市は行政区域全体が「市街化区域」に指定されています。

また、「都市計画区域」には、都市計画法に基づき、用途地域や高度地区、防火地域などの様々な「地域地区」を指定することができ、主な「地域地区」については市が決定するものでございます。

それでは、これらを踏まえまして、一斉見直しの説明をさせていただきます。

2つ目の白丸、「これまでの一斉見直し」でございます。これまで、「区域区分」や「用途地域等」については、東京都全域を対象に、定期的に見直しを行っており、見直しについては、都市計画法や建築基準法等の法令、または制度の改正・変更に伴って実施され、前回は平成16年に行われております。

今回の一斉見直しについては、前回から15年以上が経過し、用途地域の境界根拠である道路等の地形地物が開発等によって変化し、現況との不整合が見られるようになったことから見直しを行うものです。

現在、東京都は「区域区分」を見直しており、「用途地域等」についても、都市計画の整合を図る観点から、同時に都内全域で見直しを行っています。

続きまして、2の「スケジュール」を御覧ください。

今年度、令和4年度は、10月に住民説明会を行い、その結果を踏まえた原案を12月に東京都へ提出する予定です。また、秋の市報におきまして、用途地域等について個別

の変更箇所を広報する予定です。

また、令和5年度には、住民説明会、東京都協議、縦覧などの都市計画手続を行い、 都市計画審議会を経て、令和6年4月に都市計画変更の告示を行う予定です。

案件(2)の説明は以上です。

【宇於﨑会長】 ありがとうございました。

それでは、質疑を行います。御意見、御質問はございますでしょうか。 はい、水上委員。

【水上委員】 水上です。今回の一斉見直しについては、要するに、用途地域の境界根拠としていた地形地物の変更が生じているということに伴った見直しだということなので、道路等の変更が生じている部分だけの、要するに見直しという理解でいいのかどうか、それ以上、何か用途地域の見直しみたいなところを、15年間、要するに一定期間を経た上で行っていくということは何かあるのかどうか、ちょっと確認しておきたいと思います。もう一つは、小金井市の地域防災計画の中で、地震に強いまちづくりという節のところで、防災都市づくり推進計画という中に、木造住宅密集地域については、地区計画または用途地域による見直しを行って、不燃化を促進するということになっていると思うのですが、こういう部分においての用途地域の見直しなどについては、今回行われるのかどうか、あと、これは用途地域の見直しではないのですけれども、同じ防災都市づくり推進計画の中で、農地を有し防災性の維持向上を図るべき地域においても必要に応じて地区計画の策定、防火規制の導入等を促進するなどの記述があるのですが、こういう点については今後どのような対応をされるのかどうか、ちょっと今、現状分かる範囲でお答えいただければと思うのですが、いかがでしょうか。

【字於﨑会長】 ありがとうございます。3点あったと思いますけれども、事務局、 お願いします。

【事務局】 事務局からお答えさせていただきます。まず1点目と2点目でございます。今、委員のほうからも御説明、御案内がございましたけれども、今回はあくまでも地形地物に基づく変更ということでございまして、今回の変更の趣旨は、境界根拠としていた地形地物の変更ですとか、不明確になっている用途自体について、地区計画を伴わない用途地域の変更でございます。これらの要件に該当しているかどうかについて、現在、東京都と協議しているところでございます。今回の用途地域等の一斉見直しにつきましては、

地形地物の変更などに合わせて変更するということでございますので、先ほど御案内がありました地区計画などに関しては、今回は対象外ということでございます。

あと、3点目でございますけれども、防災都市づくり推進計画に記載している内容について、今後、どのように対応するのかということでございます。

これにつきましては、現在8月を目指して都市計画マスタープランを策定中でございます。この中にも、この防災都市づくり推進計画を一定踏まえた内容を記載してございまして、内容につきましては、マスタープラン策定後に具体的に検討してまいりたいと思っております。 以上です。

【字於﨑会長】 よろしいでしょうか。

【水上委員】 はい。

【宇於﨑会長】 ほかにいかがでしょうか。

私があまり余分なことを言うと、事務局が怒るのでやめておこうかなと思うのですが、せっかく見直すのだから、本当はというところはあるような気がするのですよね。市民の皆様に御意見を伺って少し足元を広げたりとか、例えば田園住居地域なんていうのも想定されているのですが、日本で1か所も指定してないのですよ。だから、やっぱり小金井に農を少し入れたまちづくりをしたいなと思っているところは、積極的に検討していっても良いかもしれないと言われていますね。だから、今回は東京都とのすり合わせでこうやって、ここだけに落ち着かせると思いますけれども、次回に向けて、やはり点検をしてマスタープランに整合するように少し点検をして、用途の見直しとかも考えると言っておけば良いのかなというふうに私は個人的には思っています。事務局の皆さんに、また宿題が増えるかもしれませんけれども、その辺のことも踏まえておいてください。

さて、よろしいでしょうか。では、御質疑がないようですので、質疑を終了することに 御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【宇於﨑会長】 御異議ないということですので、質疑を終了いたします。

本日いただいた御意見を参考に事務手続を進めさせていただきたいと思います。

では、その他、事務局から何かございますでしょうか。

【事務局】 事務局から事務的な内容を御案内させていただきます。次回、第2回都市計画審議会は8月12日(金)に開催する予定でございます。案件は、『小金井都市計

画生産緑地地区の変更について、特定生産緑地地区の指定について、小金井市都市計画マスタープラン(案)について』を予定しております。

以上です。

【宇於﨑会長】 ありがとうございました。

それでは、本日の審議は全て終了いたしましたので、都市計画審議会を閉会したいと思います。次回はもう間近ということで、皆さん厳しいかもしれません。生産緑地のほうはそれほど時間はかからないかなと思いますけれども、もしかしたらマスタープランの御説明に少し時間をいただくかもしれないので、お休み近いというところですけれども、御協力いただければと思います。本日はどうもありがとうございました。

— 了 —